

活用できる助成金等には、どのようなものがありますか。

障害者トライアル雇用奨励金

障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図るもので、就職することが困難な障害者をハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、原則3か月の試行雇用を行う事業主に対して、1人当たり月額最大4万円（最長3か月間）の奨励金が支給されます。

障害者短時間トライアル雇用奨励金（障害者手帳を所持していない人の雇用についても利用できます。）

精神障害者又は発達障害者について、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、3か月以上12か月以内の一定の期間をかけながら20時間以上の常用雇用への移行を目指して試行雇用を行う事業主に対して、月額最大2万円（最長12か月）の奨励金が支給されます。

職場適応訓練

知事が事業主に訓練を委託し、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練終了後、訓練を行った事業所に雇用されることを期待して実施します。事業主に対しては訓練委託費が、訓練生には訓練手当が支給されます。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金（障害者手帳を所持していない人の雇用についても利用できます。）

発達障害者又は難治性疾患患者をハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により雇入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対して支給されます。

特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対して支給されます。

問い合わせ先は、広島労働局又はハローワークです。（ただし、職場適応訓練はハローワークのみ）

障害者雇用に関する支援機関

広島労働局 職業安定部職業対策課

障害者の雇用対策や雇用安定に係る各種給付金等の支給に関する業務を行っています。

〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階 電話：082-502-7832

ハローワーク（県内15か所）

障害者雇用に関する企業への助言・指導や求人への対応を行っています。

障害者に対しては、職業相談、職業紹介等の就職支援を行っています。

連絡先（広島労働局HP）http://hiroshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hello_work/hello_main.html

広島障害者職業センター

雇用管理に関する助言等を行っています。

障害者に対しては、職業評価、職業指導、職業準備支援及びジョブコーチによる支援等を行っています。

〒732-0052 広島市東区光町二丁目15-55 広島市児童総合相談センター2階 電話：082-263-7080

障害者就業・生活支援センター（県内7か所）

雇用、保健福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、就業面及び生活面における一体的な相談支援を行っています。

連絡先（広島県HP）<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syugyou-seikatsushien-center.html>

就労移行支援事業所（平成26年6月現在 県内68か所）

就労を希望する障害者に、生産活動等の機会を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行っています。

発達障害者支援センター

発達障害に関する相談支援、就労支援及び情報提供等を行っています。

●広島県発達障害者支援センター

〒739-0001 東広島市西条町西条414-31 サポートオフィス QUEST 内 電話：082-490-3455

●広島市発達障害者支援センター

〒732-0052 広島市東区光町二丁目15-55 広島市こども療育センター内 電話：082-568-7328

発行：広島県商工労働局雇用労働政策課 〒730-8511 広島市中区基町10-52 電話：082-513-3425

作成受託：公益社団法人広島県就労振興センター 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 電話：082-252-3100

平成27年2月



発達障害のある人の

雇用・定着をすすめるために

発達障害とは？

発達障害は、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

【発達障害の特性】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害

対人関係やコミュニケーションの障害、パターン化した興味や活動という特徴があります。

学習障害

全般的な知的能力に遅れはないとされていますが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得が困難な特徴があります。

注意欠陥多動性障害

不注意や、多動・衝動性を主な特徴としています。

※「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」については「自閉スペクトラム症 / 自閉症スペクトラム障害」、「学習障害」については「限局性学習症 / 限局性学習障害」、また、「注意欠陥多動性障害」については「注意欠如・多動症 / 注意欠如・多動性障害」という診断名も使われています。

障害の特性に応じた支援を行うことで、発達障害のある人は十分に力を発揮することができます。

発達障害のある人を雇用する上でのポイントや

活用できる制度、支援機関についてまとめました。

障害者の雇用制度はどのようになっていますか。

民間企業は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、法定雇用率（平成 26 年度現在 2.0%）以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないとされています。

精神障害者については雇用義務はありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合は、雇用率に算定することができます。

なお、法定雇用率未達成の事業主（対象労働者が 200 人を超えるもの）は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて障害者雇用納付金を納付しなければならないとされています。（平成 27 年 4 月から対象労働者が 100 人を超える事業主に対象が拡大となります。）

発達障害のある人は障害者雇用率算定の対象となりますか。

発達障害のある人の中には障害者手帳を所持している人もおり、障害者雇用率算定の対象となります。

障害者手帳を所持していない人については、障害者雇用率算定の対象とはなりません。就労支援サービスや助成金の対象となる場合があります。

発達障害のある人の雇用はどのように進めればよいでしょうか。

発達障害のある人の雇用の取組事例を紹介します。

企業（事業主）の採用例

- ・障害者の雇用について、ハローワークに相談
- ・発達障害のある人が事務職で活躍している事例を紹介され、雇用の可能性について検討
- ・担当者が障害者の雇用管理の研修会に参加し、法律や制度、助成金等の内容を確認
- ・発達障害のある人が担当する仕事の切出しについて現場と調整

- ・ハローワークを通じて職場実習を実施
- ・ハローワークを通じて採用

発達障害のある求職者の就職活動例

- ・パソコン等のスキルは高いが、面接で柔軟な受け答えができず、大学在学中は未内定
- ・大学の就職課からの勧めで病院を受診し、発達障害の診断を受け、障害者手帳を取得
- ・障害特性として、計画を立てることが苦手、感情のコントロールが難しいという点があり、就職に向けて、障害者就業・生活支援センターに相談

- ・ハローワークを通じて職場実習に参加
- ・ハローワークを通じて就職

発達障害のある従業員には、どのような配慮が必要ですか。

一般的にこのような配慮をすると働きやすくなると言われています。

適切な業務の検討

- ・苦手なことを確認し、得意な業務を集約して、業務を切り出す。

指示・指導の方法の工夫

- ・曖昧な表現ではなく、具体的に指示する。
- ・文書や実物等、見て分かる形で伝える。
- ・指示したことをメモするよう徹底する。

環境の調整（人的・物理的）

- ・評価基準やルールが人によって変わらないように統一し、文書化する。
- ・刺激の少ない所での作業場所を確保する。
- ・機械や道具の置き場所を固定する。

支援機関との連携

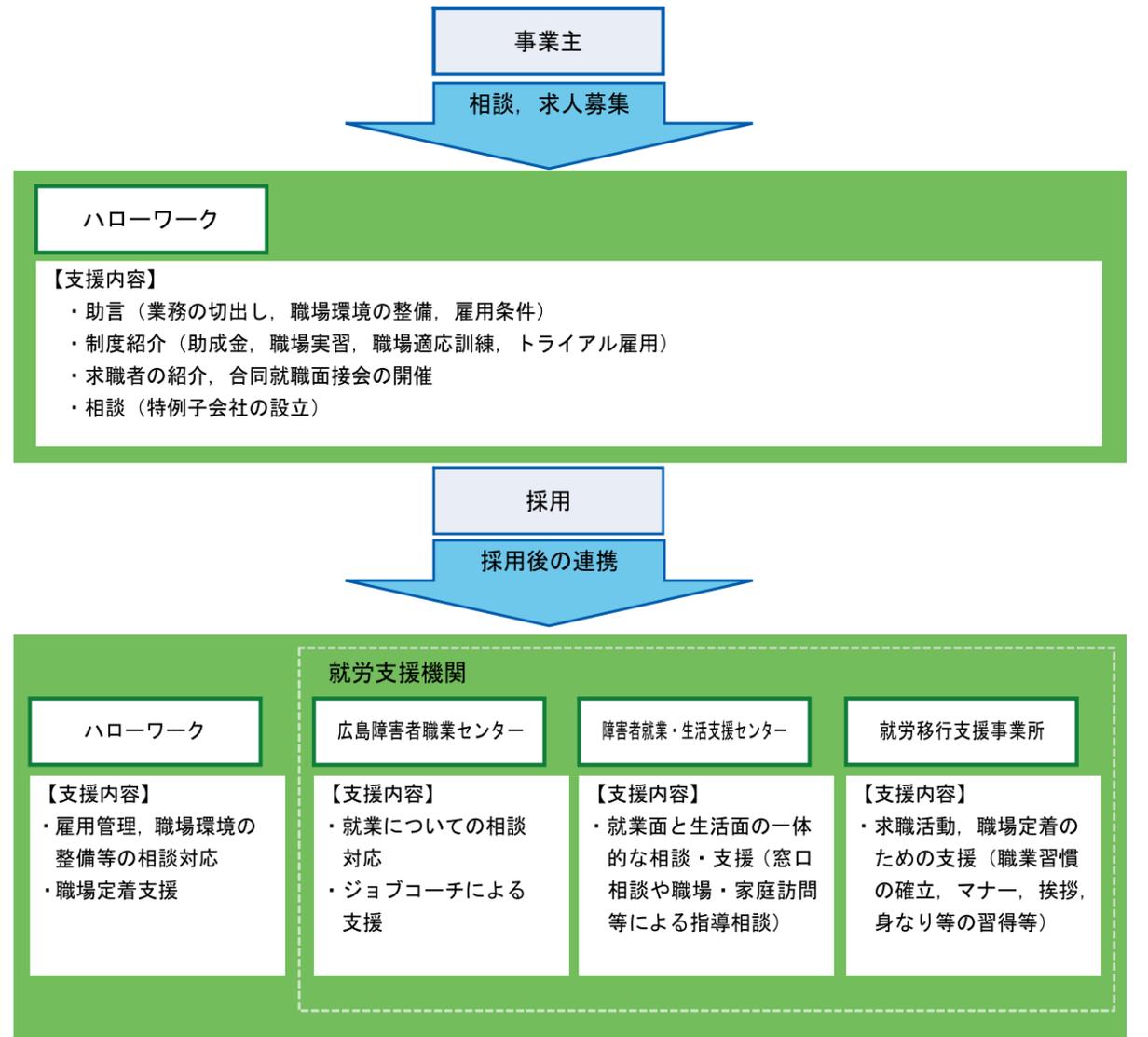
- ・採用時だけでなく就職後も支援機関と緊密な連携を図り、障害のある従業員・事業主双方に必要な支援が受けられる体制を構築する。

支援機関による支援の流れはどのようになりますか。

障害者雇用に関しては、ハローワークと就労支援機関（広島障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所）が連携して支援を行っています。

支援が必要な場合には、まずは最寄りのハローワークに相談してください。

支援機関による支援の流れ



ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援

就職前（実習）、就職時又は就職後に、ジョブコーチ（職場適応援助者）が事業所を訪問して、障害のある従業員、事業主双方に支援を行います。

（問い合わせ先：広島障害者職業センター）

障害者手帳を所持していない場合でも利用できることがあります。

